

I 概要

1. 調査の意図と内容、方法

この報告書は、生涯学習の視点から全国の公立図書館の実態について明らかにするものである。特に次の四つの観点からアプローチする。

- 一、平成 24 年 12 月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「望ましい基準」という。)に対する各図書館の対応について把握する。
- 二、平成 25 年 6 月に制定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)に関連した各図書館における取組について把握する。
- 三、3 年毎に実施している「社会教育調査」で未調査の図書館の情報について把握する。
- 四、各図書館の電子書籍サービス状況について把握する。

以上の四つの観点から、日本全国の市区町村立図書館の現況を把握するためにアンケート調査および訪問調査を実施した。なお、報告書の末尾に実際のアンケート票を付している。

アンケート調査は、インターネットを通じて平成 28 年 1 月 8 日から 31 日までの期間に回答を収集した。有効回答数は 2,456 件であった。アンケートを依頼した地方公共団体は 1,315 あり、調査対象とした図書館は 3,173 館におよぶ。図書館を分母とすると回収率はおよそ 77%である。その調査結果について I 部 2 章において簡単にまとめる。より詳しいデータと分析については第 II 部に譲る。

訪問調査は、豊中市立図書館と広島市立図書館を対象に行った。この二つの図書館は、アンケート調査における Q61 と Q68 の記述に基づいて選択された。詳細については第 III 部で記すが、すぐ後の I 部 3 章において簡単な結果をまとめたい。

2. アンケート調査の結果概要

アンケートの大まかな項目を列挙すると次のようになる(括弧内は対応する章)。地方公共団体の直営館か指定管理館か(II-2.)、「望ましい基準」に従って方針や運営計画を立てているか(II-3.)、図書館協議会を設置しているか(II-4.)、電子書籍等を提供しているか(II-5.)、障害者に対するどのようなサービスを行っているか(II-6.)、収集方針を定めているか(II-7.1.)、地域の課題を解決するサービスとして何を行っているか(II-7.2.)、特色のあるサービスとして何を行っているか(II-7.3.)。それぞれの主要な設問中にある代表的な選択肢の集計結果を取り出したものが表 1 である。表 1 の数値からは日本の公立図書館のおおまかな実態がうかがえるだろう。その後が続いて II 部の各章の概要について記す。

(図書館の運営形態・設置地方公共団体)

II-2. では調査対象図書館の属性についてまとめている。回答館中の約 68%が直営館で、約 16%が指定管理館であった(Q2)。残りは一部業務を委託している館または未回答館であった。地方公共団体の種類別にみると、指定管理館は特別区で多く(47%)、次いで指定都市で多い(24%)。指定都市以外の市、および町村では直営館が 7 割以上を占めている。

表 1 主要な設問中の代表的選択肢、およびその件数と割合

質問項目	件数	割合	掲載章
直営館である(Q2)	1,667	67.9%	Ⅱ-2.
指定管理館である(Q2)	403	16.4%	Ⅱ-2.
「基本的運営方針」を策定している(Q7)	1,216	49.5%	Ⅱ-3.
図書館協議会を設置している(Q30)	1,566	63.8%	Ⅱ-4.
電子書籍や電子化された資料を提供している(Q51)	389	15.8%	Ⅱ-5.
点字資料を提供している(Q64)	1,359	55.3%	Ⅱ-6.
図書館資料の収集方針を定めている(Q47)	1,777	72.4%	Ⅱ-7.1
職業・ビジネスに関する資料及び情報の整備・提供をしている(Q61)	873	35.5%	Ⅱ-7.2
回答対象館数	2,456	100.0%	

(基本運営方針等)

Ⅱ-3.では「望ましい基準」に関連した方針と計画の策定状況について報告している。また、運営方針を策定していると回答した図書館は、ほぼ 50%であった(Q7)。図書館運営に関する適切な指標を選定していると答えた館は約 31%、図書館の運営に関する目標を設定している館は約 32%、数値指標または数値目標を設定している館は約 29%、事業年度ごとの事業計画を策定している館は 56%、目標及び事業計画の達成状況について点検及び評価を行っている館は約 58%であった。

数値指標または数値目標を設定している館においては、貸出冊数が約 93%の館に、登録者数が約 53%の館に、貸出者数が約 47%の館に、入館者数が約 40%の館に、数値目標として採用されていた。また、点検及び評価を行っている館では、自己点検・自己評価が約 81%の館に、図書館協議会による評価が約 53%の館に、類似協議会による評価が約 9%の館に、第三者評価が約 23%の館に、利用者アンケートによる評価が約 28%の館に、点検及び評価の方法として採用されていた。

(図書館協議会)

Ⅱ-4.では、図書館協議会の設置状況についてまとめている。図書館法に基づく図書館協議会を設置しているのは回答館中約 64%であり、それに類似する協議会を設置していたのは約 7%であった。傾向として、直営館ほど図書館協議会の設置の割合が高まり(約 70%)、一部委託館および指定管理館ではその割合が低くなった(約 53%)。直営館の多い市町村ほど図書館協議会の比率が高まった(約 76%)。なお、類似協議会の設置に留まる理由、あるいは協議会未設置の理由は、図書館について住民から意見聴取する代替的な手段を持っていると地方公共団体または図書館が考えているためであることが多い。

また、図書館協議会は中央館に一つ、正確には各地方公共団体に一つ設置されるケースがほとんどである。「複数館に一つ設置」という回答は約 77%を占めたが、約 18%となる「一館につき一つ設置」という回答においては町村図書館が多くを占め、それらは分館を持たないと推測されるからである。図書館協議会の運営実態だが、平均して 10 人の委員によって、年間 2 回~3 回開催されることが多い。うち公募委員が 0 名であることはほぼ 5 割、1~2 名であることが約 3 割である。実施にあたって、委員一人当たり約 5,100 円~3,700 円の費用が必要となる。なお、約 4 割の協議会はその内容を公開していない。

(電子書籍)

Ⅱ-5.では、電子書籍の提供状況について報告している。電子書籍や電子化した資料を提供している図書館は全体の16%程度であり、実際に提供されている電子資料のタイトル数の中央値は88タイトルであった。また、電子資料を提供する図書館のうち、デジタルアーカイブに代表されるような郷土資料・地域行政資料・特別コレクション等をデジタル化した資料を提供しているのは289館(74.3%)であった一方、電子書籍サービスに代表されるような商業的に流通している電子資料を提供しているのは145館(37.3%)であった。

このような結果から、日本の公立図書館における電子資料の提供はいまだ黎明期にあるといえるだろう。電子資料の提供を行っていない理由、ならびに、電子資料を提供する際の課題を尋ねたところ、いずれも予算の確保が第一の問題とされた。また、「コンテンツが充実していない」や「利用者のニーズがない・不明」といった外的要因も挙げることができる。

(障害者サービス)

Ⅱ-6.では、障害者サービスについて報告している。

調査結果は、資料の整備やサービスの面で「望ましい基準」を満たす回答をしている図書館は多くないことを示している。例えば、「提供している障害者サービス用資料(Q64)」について、障害者向け資料を提供している図書館は8割を超えていたが、大活字本や拡大写本に留まり、点字資料や録音資料を提供している図書館は半数程度である。また、「障害者サービスを担当する職員の体制(Q67)」では(専任、兼任、ボランティアなど種類を問わず)担当者が配置されていると回答した館は四分の一程度であった。

2016年4月より「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、特に公立図書館において、合理的配慮が義務付けられる。また、私立図書館等を含むすべての図書館でも合理的配慮は努力義務とされる。公益社団法人日本図書館協会(以下「日本図書館協会」という。)では同法を受け、2016年3月にガイドラインを公表している。このガイドラインで示された図書館における障害者への合理的配慮やそれに伴う環境整備は、今回の調査項目にほぼ対応している。しかしながら、前述のように、障害者に向けた資料の整備やサービス提供の面を満たしている図書館は多くない。

調査時点で、障害者サービスに向けた環境整備が十分に行われないと回答した図書館では、資料の整備や担当者の配置などの対応が求められるであろう。

(収集方針、地域の課題解決支援サービス、独自サービス)

Ⅱ-7.では、収集方針、地域の課題解決支援サービス、独自サービスについてまとめている。

Ⅱ-7.1.では、収集方針の策定・公開状況について調べた。「図書館資料の収集方針を定めているか(Q47)」という設問に対して、定めていると回答した図書館は72.4%であった。また、定めていると回答した図書館でも公表していると回答した図書館は63.3%である。すべての回答のうち、収集方針を定め、かつ公表していると回答した図書館は45.8%であり、「望ましい基準」を満たす図書館は半数以下であった。運営形態別に見れば、直営館よりも一部委託館や指定管理館の方が方針を定めている割合も公表している割合も高い傾向がみられた。

Ⅱ-7.2.では、地域の課題解決支援サービスの実施状況を明らかにした。サービスの対象となる主題を、その他を含む六つに分けて、それぞれに対応しているかどうかについて尋ねた。そ

の結果、子育て・教育関連に半数弱、職業・ビジネス関連と健康・医療関連それぞれに 3 割強対応していた。一方、地方公共団体の政策等に関連、法律・司法手続き関連は 2 割前後の対応状況だった。

Ⅱ-7.3 では独自サービスを扱った。回答は、①郷土資料の収集など特殊コレクション、②講演会やお話会などのイベント、③児童・高齢者・外国人など特定の利用者に対するサービス・企画、④アウトリーチサービス、⑤特設コーナーおよび展示、⑥資料作成、⑦物品販売、⑧その他、に分けることができる。

3. 訪問調査の結果概要

(豊中市立図書館)

豊中市立図書館は地域館 4 館、分館 4 館、分室 1 館の計 9 館からなり、本調査では、「岡町図書館」と「蛍池図書館」の 2 館を訪問対象とした。

岡町図書館では、市広報誌「広報とよなか」の人気コーナーである「まちある記」の作成の裏づけ調査等を通じた行政における課題の解決を支援し、地域の魅力再発見、市民の地域生活・活動の活性化に貢献している。また、市民協働事業としての「しょうない REK」(事務局:庄内図書館)、「ブックスタート事業“えほんはじめまして”」事業、読書振興課において「ブックプラネット事業」等を実施している。

蛍池図書館では、広く人権に関する資料を「ヒューマンコーナー」として設置、また、地域の中学校区の地域教育協議会「子育て・ふれあいの会」への参画等を実施している。

(広島市中央図書館)

広島市立中央図書館は指定管理で管理運営を行っているが、広島市の出資団体である公益財団法人広島市文化財団の管理であり、市からの派遣と財団雇用の職員で運営している。

充実したビジネス支援サービスを特色としており、平成 19 年に、市の中小企業支援センターを通じて、中小企業診断士の派遣を「一般社団法人広島県中小企業診断協会」に要請し、ビジネス相談会(月 1 回)を開始し、継続的にサービスを行っている。